

お知らせ

子ども手当の創設

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、子ども手当制度が創設されました。これに伴い、これまでの児童手当は子ども手当に移行します。

お子さんが中学生であったり所得制限等の関係から新たに子ども手当の受給資格が生じる家庭には、4月上旬に案内通知を送付します。

【制度概要】

この制度は、15歳に達する日以後最初の3月31日まで（中学校修了まで）の間にある子ども一人につき、平成22年度においては月額1万3千円を、子どもを監護・養育する父または母等に支給するものです。所得制限はありません。支払は2月、6月、10月の年3回で、それぞれの支払月の前月分までを支払います。

子ども手当の支給を受けた者は、この制度の目的に従ってこの手当を使用しなければなりません。

なお、受給資格者が申し出れば、子ども手当の全部または一部を市に寄付することができます。この場合、市は寄付された手当金を次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用します。

【手当を受給するには】

子ども手当の支給を受けるには住所地の市区町村長の認定を受け

なければなりませんので、出生等で手当の受給資格が生じたり子どもの数が変わった場合は速やかに認定または額改定の請求を行ってください。手当は認定等の請求をした翌月分から発生または改定します。ただし、受給資格者が公務員の場合は所属庁から手当が支給されますので、所属庁に認定等の請求をしてください。

【児童手当からの移行】

平成22年3月31日の時点で山武市から児童手当を受けていた場合は、改めて認定請求を行う必要はありません。ただし、児童手当の支給対象児童のほかに監護・養育する中学生の子どもがいる場合は、額改定の認定請求を行う必要があります。

【9月30日までの経過措置】

平成22年9月30日までに認定請求や額改定認定請求を行った場合は、請求した日にかかわらず、支給要件に該当した翌月分から手当の発生または額の改定をします。

ただし、転入や出生で新たに受給資格が生じたり増額となる場合はこの経過措置は適用されず、認定請求を行った翌月分から手当が発生することになりますのでご注意ください。

問・認定請求

子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

平成22年4月から

乳幼児医療費助成業務の窓口が変わりました

4月から乳幼児医療費助成業務の窓口は保健福祉部健康支援課から保健福祉部子育て支援課に変わりました。（窓口の所在地は従来通り松尾IT保健福祉センターです）

	変更後	変更前
課名	子育て支援課	健康支援課
係名	児童家庭係	保健予防係
電話番号	0479(80)8366	0479(80)8383

橋の名称が変わりました

作田川に架かる下町地区の

「城址公園大橋」

作田川床上浸水対策特別緊急事業で河川の拡幅工事が行われ、これに伴い橋が新しく架け替えられました。

また、新しい橋の概要は、長さ32.70メートル、幅6.70メートル

となり以前に比べて、通行にゆとりのある橋となりました。

旧名称「勸業大橋」

（かんぎようおおはし）

新名称「城址公園大橋」

（じょうしこうえんおおはし）



問 土木課管理係

☎(80)1181

災害に対する備えは十分ですか？

2月27日に起きたチリ地震は、日本にまで津波の影響がありました。その津波対策として、市では災害警戒対策本部を設置し、防災行政無線で繰り返し注意を呼びかけるとともに、3か所の避難所を設置して対応に当たりました。

幸い、今回は避難を必要とする事態は免れましたが、災害はいつ襲ってくるかわかりません。

日ごろから、災害に対する備えを心がけましょう。

問 総務課消防防災係

☎(80)1116